

渋谷区地球温暖化対策 実行計画 2026

【事務事業編】



令和 8 (2026) 年 4 月

渋谷区

はじめに

近年、地球温暖化の進行に伴う影響は、私たちの生活や地域社会に直接的な影響を及ぼすものとなっています。記録的な猛暑や大型台風、局地的な豪雨の頻発など、気候変動に起因すると考えられる現象は国内外で顕在化しており、温室効果ガス排出量の削減（気候変動の緩和）と、気候変動の影響に備える取組（気候変動への適応）を一体的に進めていく必要性が一層高まっています。

また、プラスチックごみによる海洋汚染、生態系への影響、熱中症リスクの増大など、環境問題は多岐にわたり、私たち一人ひとりの行動や行政の施策が問われる局面にあります。こうした社会状況を踏まえ、庁内において脱炭素化に向けた取組を着実に進めるとともに、気候変動の影響に適切に対応していくことは、地域の安全・安心の確保にも直結する重要な取組です。

渋谷区では、これまでの計画を基盤に、国が掲げる 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素化の取組を段階的かつ着実に進めてきました。環境負荷を低減しながら行政サービスの質を維持・向上させていくことは、自治体としての責務であり、同時に次世代へ良好な環境を引き継ぐための不可欠な視点でもあります。

本計画を通じて、職員一人ひとりが日々の業務を気候変動の緩和及び適応の視点から見つめ直し、実効性のある温室効果ガス削減を推進していくことが期待されます。引き続き、庁内の連携と主体的な取組により、持続可能な行政運営の実現をめざしてまいります。

渋谷区地球温暖化対策実行計画2026【事務事業編】 目次

第1章	渋谷区を取り巻く環境情勢	1
1.1	気候変動の影響	1
1.2	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
1.3	地球温暖化対策を巡る国及び都の動向	2
1.4	地球温暖化対策を巡る区の動向	2
第2章	実行計画の基本的事項	4
2.1	計画の目的	4
2.2	計画の位置づけ	4
2.3	旧計画の概要及び改定の経緯	5
2.4	計画の期間	5
2.5	計画が対象とする温室効果ガス	5
2.6	計画の範囲	5
第3章	温室効果ガスの排出状況	6
3.1	温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の状況	6
第4章	温室効果ガスの排出削減目標	9
4.1	目標設定の考え方	9
4.2	温室効果ガスの削減目標	9
第5章	目標達成に向けた取組	10
5.1	取組の基本方針	10
5.2	具体的な取組内容	11
第6章	進捗管理体制と進捗状況の公表	15
6.1	推進体制	15
6.2	点検・評価・見直し体制	15
6.3	進捗状況の公表	15
第7章	資料編	16
7.1	目標設定に係る要件	16
7.2	用語解説	18

第1章 渋谷区を取り巻く環境情勢

1.1 気候変動の影響

地球温暖化に伴う気候変動は、気温の上昇や海面水位の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、干ばつの増加、大気中の二酸化炭素濃度の増加による海洋酸性化など、世界の様々なところで進行していることが報告されています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した IPCC 第6次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」と評価されました。また、IPCC 第6次評価報告書では、大気中の温室効果ガス濃度の増加に伴い世界的な気温上昇が続いており、その影響で極端な大雨などの発生頻度と強度が増加していること、今後より一層強化した対策がとられなければ影響は更に大きくなることも報告されています。

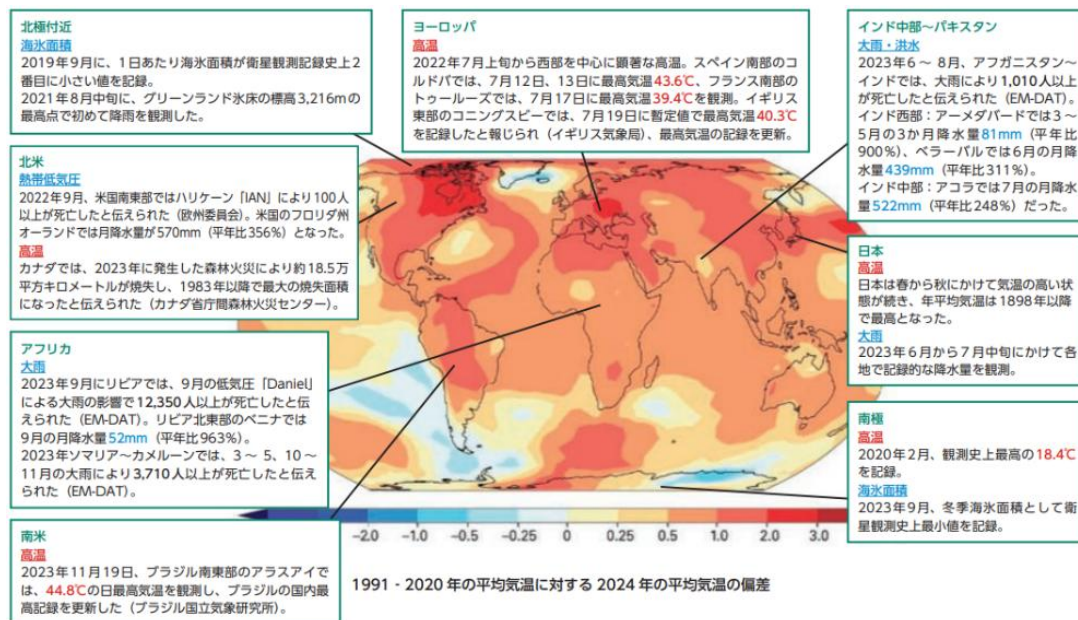


図 1—1 近年の世界各地の異常気象

出典：令和7（2025）年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

1.2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27（2015）年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、法的拘束力を持つ国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。この協定は、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く抑え、1.5℃以内に抑える努力を追求することを目標として定めています。さらに、平成30（2018）年、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」で、パリ協定の目標を達成するには、令和32（2050）年頃までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると公表されました。これを受け、世界各国でカーボンニュートラルへの動きが広がっています。

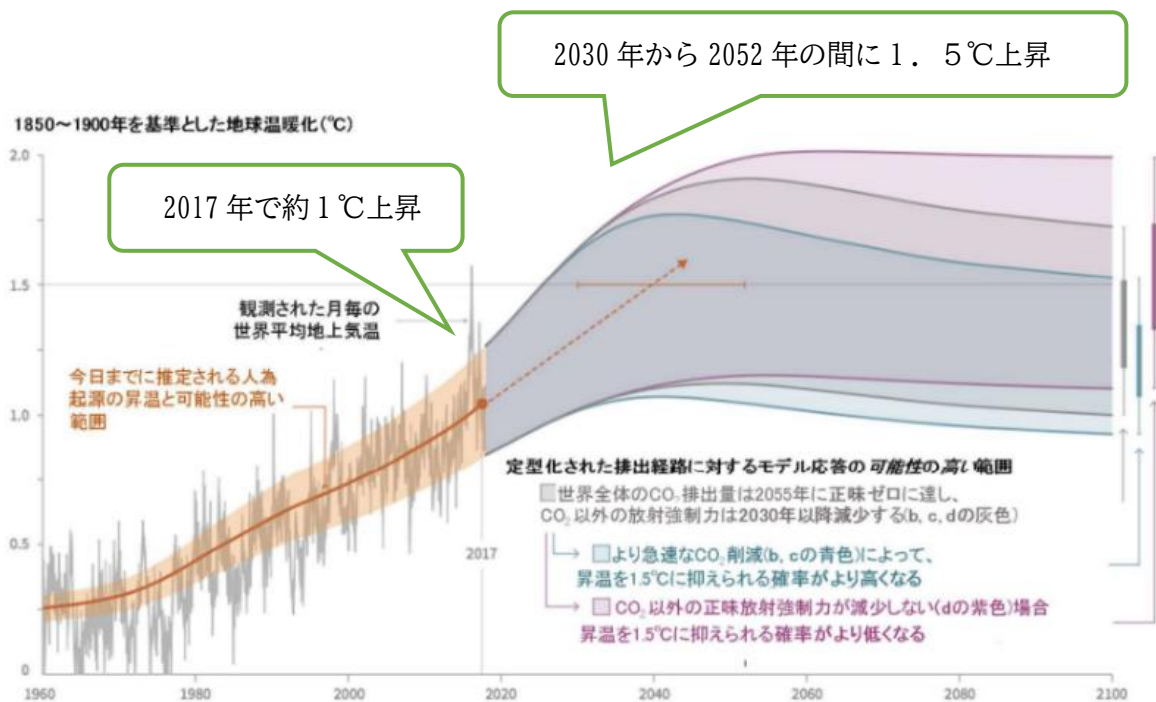


図 1—2 観測された気温変化及び将来予測

出典：IPCC SR1.5I Fig.SPM1a 令和5（2023）年

1.3 地球温暖化対策を巡る国及び都の動向

国は令和2（2020）年に、令和32（2050）年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、令和3（2021）年に令和12（2030）年度において温室効果ガス46%削減（平成25〔2013〕年度比）を目指すことを表明しました。さらに令和7（2025）年には、2035年度および2040年度において、2013年度比でそれぞれ60%、73%の温室効果ガス削減を目指すことを新たな削減目標として「地球温暖化対策計画」に位置づけています。

都では、令和7（2025）年に、2035年までに温室効果ガス排出量を2000年比で60%以上削減することを目標に掲げた「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定しました。また、新築建築物への太陽光パネル設置義務化も開始しています。

1.4 地球温暖化対策を巡る区の動向

このような国内外の動向から、区は、令和5（2023）年に新たな「渋谷区環境基本計画2023」を策定し、令和12（2030）年度に国と同水準の二酸化炭素排出量削減を達成することを目標としました。同時に、区民等（区民、在勤者、在学者、来街者等を含む）・事業者・区の環境保全に向けた行動の指針となる、「渋谷区環境基本計画2023行動計画【第1期】」を策定しています。

また、令和3（2021）年には「渋谷区地球温暖化対策実行計画2021【事務事業編】」を策定し、区が一事業者として、職員一人ひとりが考え、理解し、模範となるよう率先して行動することで、温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化防止を推進してきました。

今回、区が更に率先して地球温暖化対策を推進していくため、「渋谷区地球温暖化対策実行計画2026【事務事業編】（以下「事務事業編」といいます。）」を策定します。

表 1-1 地球温暖化対策実行計画2021【事務事業編】策定年以降の主な動向

年	月	動向
令和2（2020）年	10月	【国】2050年カーボンニュートラル宣言表明
令和3（2021）年	3月	【都】ゼロエミッション東京戦略2020Update & Report 策定
	4月	【区】地球温暖化対策実行計画2021【事務事業編】策定
	10月	【国】地球温暖化対策計画改定
		【国】気候変動適応計画改定
		【国】パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定
令和4（2022）年	4月	【国】地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）改正
		【国】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）施行
	9月	【都】東京都環境基本計画改定
令和5（2023）年	4月	【国】エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）施行
		【区】渋谷区環境基本計画2023策定
		【区】渋谷区環境基本計画2023行動計画【第1期】策定
	5月	【国】熱中症対策実行計画策定
令和6（2024）年	3月	【都】東京都気候変動適応計画改定
	5月	【国】第六次環境基本計画策定
令和7（2025）年	2月	【国】地球温暖化対策計画改定
	3月	【都】ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ策定
	4月	【国】建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）改正
		【都】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）改正

第2章 実行計画の基本的事項

2.1 計画の目的

事務事業編は、「渋谷区環境基本計画2023」に掲げる環境施策の実施とともに、区が事業者として事務事業に伴い排出する温室効果ガスの削減を自ら率先して推進するための計画で、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」として策定しました。

2.2 計画の位置づけ

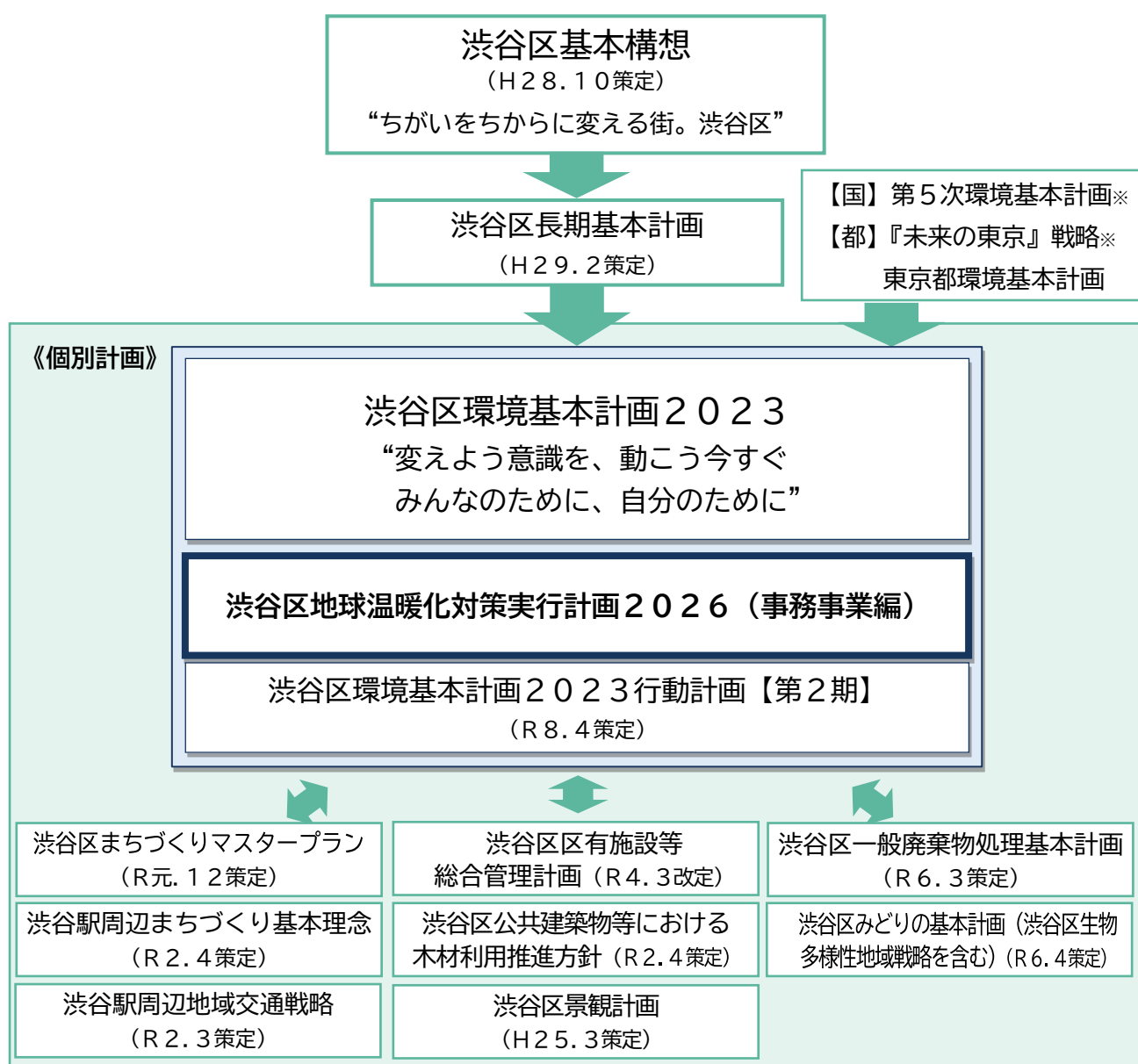


図 2-1 上位計画及び関連計画との位置づけ

※「渋谷区環境基本計画2023」と整合

2.3 旧計画の概要及び改定の経緯

旧計画である「渋谷区地球温暖化対策実行計画2021」においては、令和9（2027）年度までに温室効果ガスを31%削減することを目標としてきましたが、これは「渋谷区環境基本計画2018」の目標値を基に策定を行いました。

現在、気候変動問題が喫緊の課題であることを受け、地球温暖化対策の強化が求められています。国の「地球温暖化対策計画」においては、中期目標として、令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度比で46%削減すること、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが示されています。

このため、区においても、改定を機に庁内における目標の引き上げを行い、率先して地球温暖化対策に取り組みます。

2.4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。ただし、地球温暖化対策及びエネルギー政策の社会的動向や技術的進歩、環境基本計画の改定を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

表 2-1 計画期間のイメージ

年度									
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
					改定				
渋谷区地球温暖化対策実行計画2021 【事務事業編】					渋谷区地球温暖化対策実行計画2026 【事務事業編】				

2.5 計画が対象とする温室効果ガス

本計画は、区の温室効果ガス排出量の大半が、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、二酸化炭素であること、また、「渋谷区環境基本計画2023」においても二酸化炭素排出量の削減率を目標値として設定していることから、本計画において削減対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素とします。

2.6 計画の範囲

本計画は、区が自ら実施する全ての事務事業に適用します。

指定管理者制度活用施設等については、指定管理者等に対して必要な措置を講じるよう要請していきます。

第3章 温室効果ガスの排出状況

3.1 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の状況

(1) エネルギー種別の温室効果ガス排出量の推移

区有施設で使用する各種エネルギーのうち、令和6（2024）年度、電気の使用に伴って発生する温室効果ガスの排出量は総排出量の約7割を占めています。

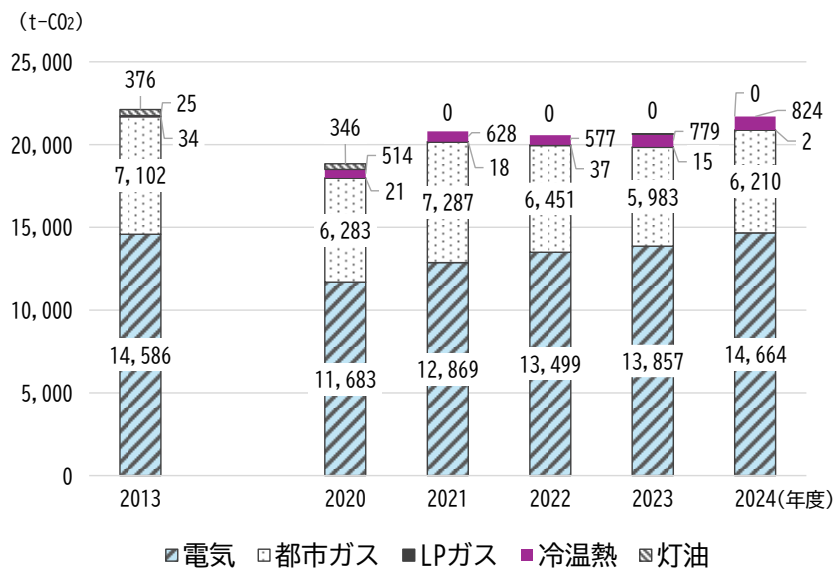


図 3—1 エネルギー種別 温室効果ガス排出量の推移（単位：t-CO₂）

(2) 温室効果ガス排出量の推移

区有施設全体から排出される令和6（2024）年度の温室効果ガス排出量は21,700 t-CO₂でした。

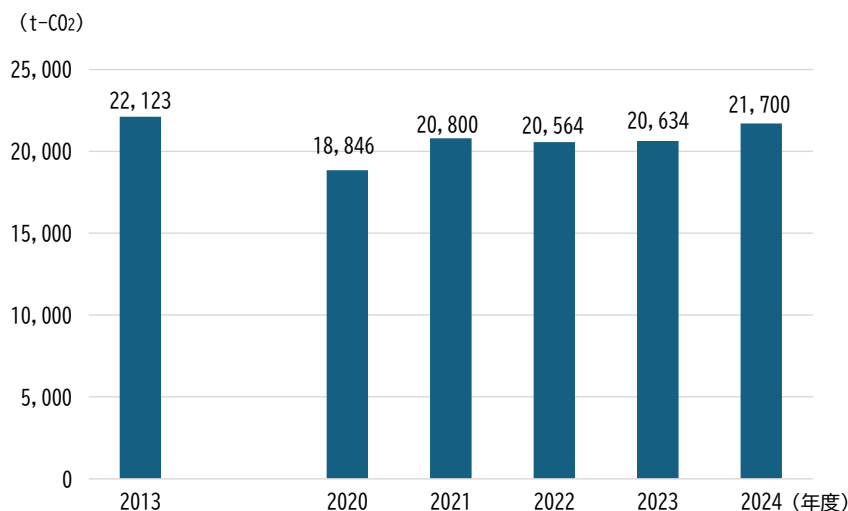


図 3—2 温室効果ガス排出量の推移（単位：t-CO₂）

(3) 電気使用量の推移

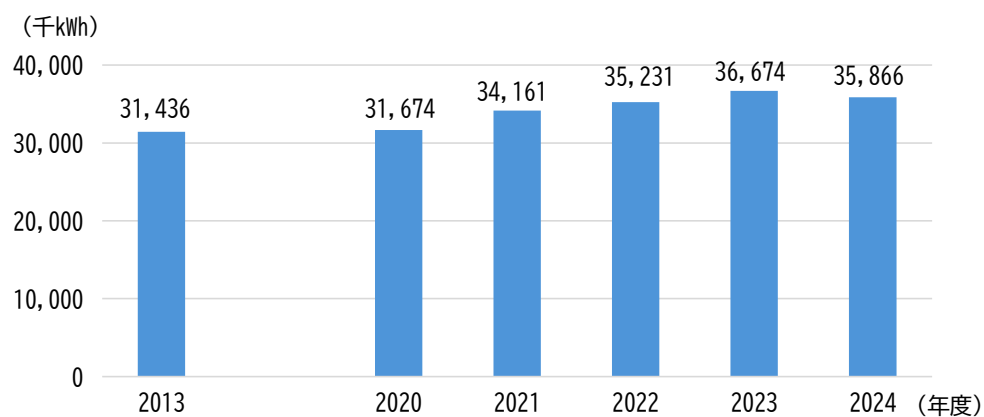


図 3—3 電気使用量の推移 (単位：千 kWh)

(4) 都市ガス使用量の推移

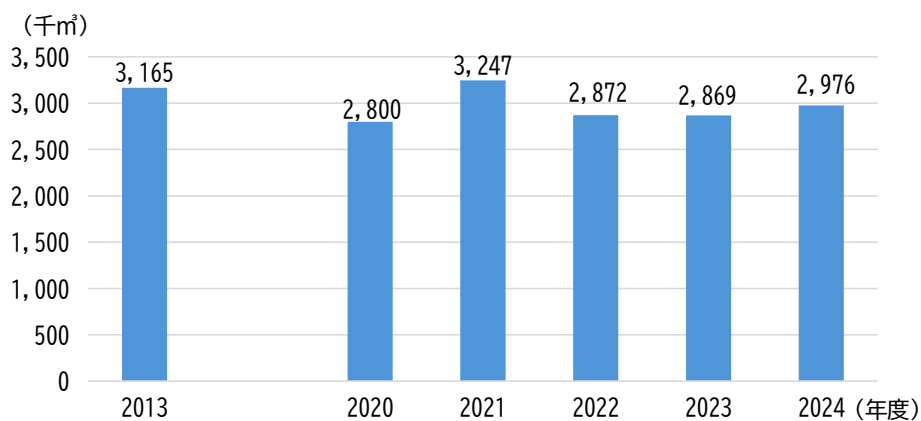


図 3—4 都市ガス使用量の推移 (単位：千 m³)

(5) LP ガス使用量の推移

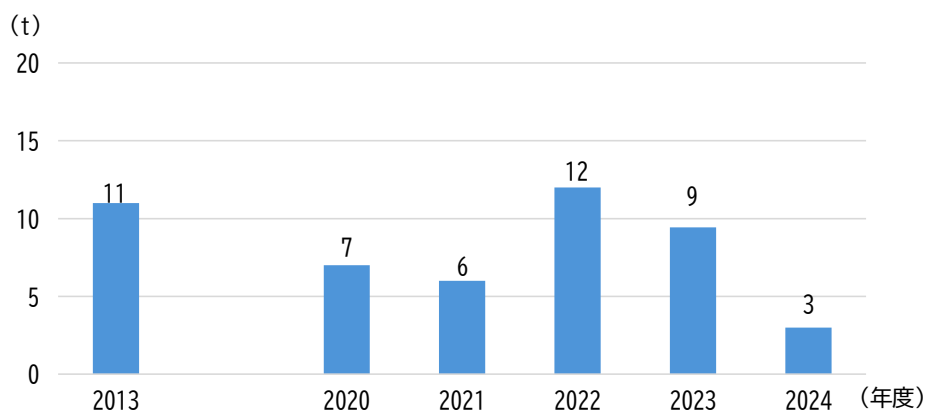


図 3—5 LP ガス使用量の推移 (単位：t)

(6) 冷温熱使用量の推移

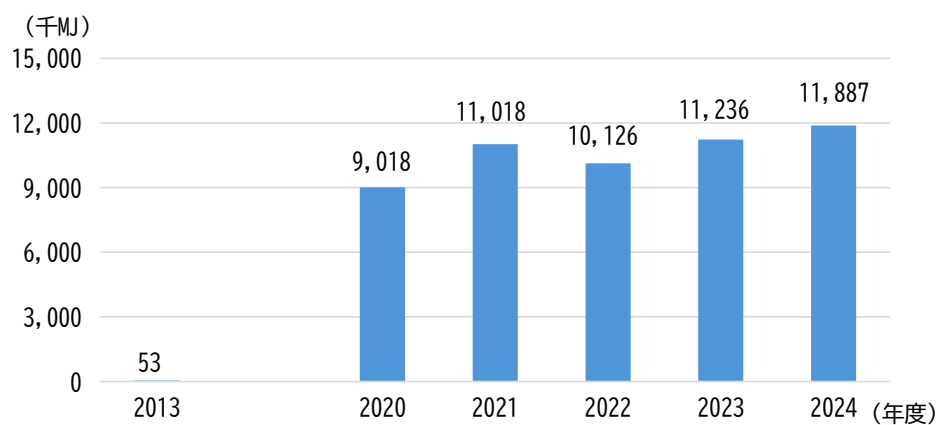


図 3—6 冷温熱使用量の推移 (単位：千 MJ)

(7) 灯油使用量の推移

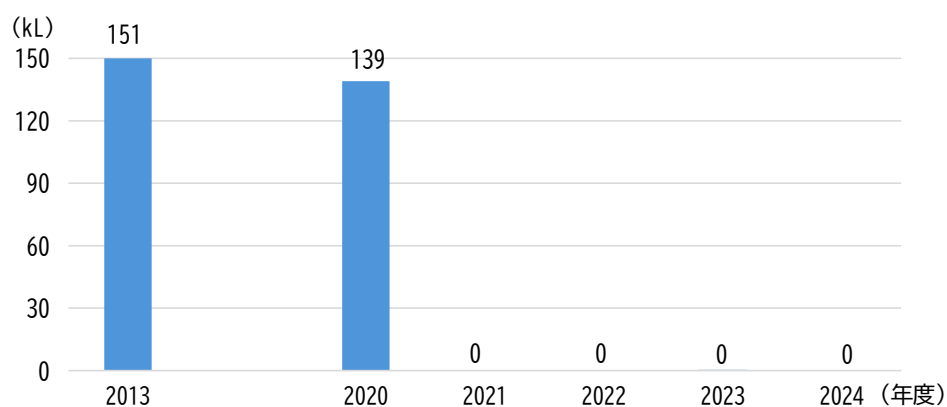


図 3—7 灯油使用量の推移 (単位：kL)

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

4.1 目標設定の考え方

令和12（2030）年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、区の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

4.2 温室効果ガスの削減目標

本計画の目標は、環境基本計画2023の数値目標と同様の考え方により、国が「地球温暖化対策計画」で掲げる業務その他部門における令和12（2030）年度の温室効果ガス排出削減目標（平成25〔2013〕年度比▲51%）の値に合わせ、以下のとおりです。

【温室効果ガス総排出量削減目標】

基準年度（平成25〔2013〕年度）排出量：21,640t-CO₂※

令和12（2030）年度の目標：10,604t-CO₂

令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で

11,036 t-CO₂削減（51%削減）

を目指します。

※ 基準年度の温室効果ガス排出量は平成25（2013）年度公表の電気事業者別調整後排出係数を使用して算定を行っています。

※ 平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量について、事務事業編策定マニュアルの改定等を踏まえ、再算定を行っているため、旧計画の数値と異なります。

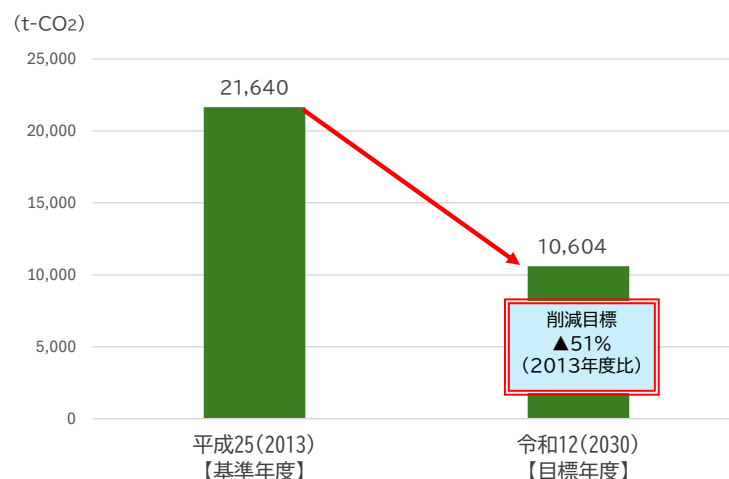


図 4—1 温室効果ガス削減目標

第5章 目標達成に向けた取組

5.1 取組の基本方針

これまでの取組により、職員一人ひとりの環境に対する意識や省エネルギーに対する行動は着実に定着してきました。今後は、区が実施する事務事業に対し可能な限り環境的視点の取り入れや選択を行い、全庁的な連携による一体的な取組により、さらに温室効果ガスの排出削減に努めます。また、取組を確実に実施するだけでなく、環境に資する工夫や施策を職員一人ひとりが考えながら進め、その成果をしっかりと数値として表せるように、率先して温暖化対策に取り組めます。区は、「渋谷区環境基本計画2023」及び「渋谷区環境基本計画2023行動計画【第2期】」に掲げる施策を計画的に実施します。

(1) 渋谷区環境基本計画2023の推進

「渋谷区環境基本計画2023」は、「渋谷区基本構想」において示す区の将来像を環境面から実現していくための最も基本となる計画であり、環境分野全般にわたって総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、次の3つの役割を担います。

- ① 区の望ましい姿について共通認識を示すもの
- ② 区の環境政策を体系化し、総合的に推進するための方向性と推進体制を示すもの
- ③ 区民等及び事業者の参加と行動を促す指針となるもの

(2) 渋谷区環境基本計画2023行動計画【第2期】の推進

「渋谷区環境基本計画2023行動計画【第2期】」は、「渋谷区環境基本計画2023」に掲げる環境施策等を進めていくための具体的な事業の実施内容と、区民等・事業者・区の環境保全に向けた行動の指針を示すものであり、概ね3年ごとに作成・見直しを行う実行計画となるものです。

変えよう意識を、動こう今すぐ みんなのために、自分のために

持続可能な社会とカーボンニュートラルの実現に向け、
一人ひとりが意識を変え、行動するまちへ



渋谷区環境基本計画2023	
後期5年間（令和5～9（2023～2027）年度）の環境分野の目標と施策を示す	
第1章 計画の基本的事項	計画改定の背景、計画の位置づけと役割、計画の構成、計画期間を示す
第2章 渋谷区の環境を取り巻く現状と今後の動向	環境分野の施策に関連する国際的な動きと、渋谷区の人口、産業等の現状、今後の動向を示す
第3章 計画が目指す渋谷区の姿と目標	渋谷区環境基本計画が目指す渋谷区の姿と、その実現に向けた分野ごとの目標を示す
第4章 目標の実現に向けた施策の展開	目指す渋谷区の姿及び目標を実現していくための方針と施策、重点的に進めるリーディングプロジェクトを示す
第5章 推進体制及び進捗管理	計画の推進体制、進捗管理（PDCA）の方法を示す

渋谷区環境基本計画2023行動計画	
計画期間概ね3年ごとに作成・見直しを行う実行計画	
◆渋谷区環境基本計画に基づく区の実行計画	◆区民等・事業者・区の環境保全に向けた行動の指針

5.2 具体的な取組内容

くらし

有害化学物質の排出抑制

ZEV（Zero Emission Vehicle：ゼロ・エミッション・ビークル）車両の選択

有害化学物質の排出抑制

- ・ 有害化学物質の発生が懸念される製品、建材等の購入、使用を控えます。
- ・ 区有施設の新設・改修時に、有害化学物質の発生が懸念される物品等の代替物への更新を検討します。

ZEV（Zero Emission Vehicle：ゼロ・エミッション・ビークル）車両の選択

- ・ 自動車の購入、利用の際には、ZEV（Zero Emission Vehicle：ゼロ・エミッション・ビークル）車両を選びます。
- ・ エコドライブを実行します。

みどり・
生きもの

区有施設の緑化推進

渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針

区有施設の緑化推進

- ・ 「渋谷区みどりの確保に関する条例」に基づき、緑化の推進を徹底します。
- ・ 特に新規整備などでの屋上緑化・壁面緑化の手法を研究し、緑化に努め、維持管理を適切に行います。
- ・ 地域の緑道や公園など、地域の緑と調和した緑化に努めます。
- ・ 公園や区立小学校校庭の天然芝生の維持管理を推進します。
- ・ グリーンインフラの活用について検討します。
- ・ 公園整備や敷地等を利用し、緑ある地域の憩いの空間を推進します。
- ・ 通りから見える場所への緑化など、緑被率・緑視率を意識した緑化を推進します。

渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針

- ・ 「渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、木材利用を推進します。
- ・ 熱帯材の使用削減、木材再利用の推進、国産除間伐材の活用を推進します。



資源・ ごみ

ごみの減量と分別の徹底
食品ロスの削減や生ごみの減量
リデュース・リユースを軸とした3 Rの推進
レジ袋・ペットボトルの削減
グリーン購入の推進

ごみの減量と分別の徹底

- ・ 「渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例」に基づき、ごみの減量と分別廃棄を徹底します。
- ・ 会議資料等の電子化を推進し、紙の使用量を削減します。
- ・ 庁内業務や各種手続きにおけるデジタル化を推進します。

食品ロスの削減や生ごみの減量

- ・ 食用油の再利用を推進します。
- ・ 生ごみのたい肥化などの資源の有効活用に努めます。
- ・ 宴会や食事会の食べ残しを減らす「3010運動」に取り組みます。
- ・ 野菜くずや残飯の出ない調理方法を工夫します。

リデュース・リユースを軸とした3 Rの推進

- ・ 詰め替え商品、繰り返し使える商品の購入を心がけます。

レジ袋・ペットボトルの削減

- ・ プラスチックの過剰な使用を抑制するため、マイバッグやマイボトルの持参により、レジ袋やペットボトルの削減に努めます。

グリーン購入の推進

- ・ グリーン購入法を踏まえた物品等の調達を心がけます。
- ・ グリーン購入調達方針の策定の検討や契約業者への環境に配慮した運搬方法等の啓発を行います。
- ・ エコマークや生物多様性に配慮した認証マーク等がついた環境に配慮された製品の購入を心がけます。
- ・ コピーや印刷物には、リサイクルに適した用紙やインクを使います。



省エネルギー使用の施設建設及び改修
再生可能エネルギー等の活用
再生可能エネルギー等の購入
水素社会への取組推進

省エネルギー使用の施設建設及び改修

- ・ 区有施設の建設・改修時には、省エネ仕様の建物へ転換を図ります。（センサ等による照明制御、屋上・外壁断熱の塗装や複層ガラス、屋上・壁面緑化など）
- ・ 省エネ型機器や高効率機器を積極的に採用します。（区有施設や街路灯のLED化整備、空調設備の更新・改修、高圧電源設備の改修など）
- ・ 省エネルギーシステム等を積極的に導入します。
- ・ 建物を改築する際に、ZEB Ready 相当の基準の導入を検討します。

再生可能エネルギー等の活用

- ・ 太陽光発電、燃料電池などの創エネルギー機器や蓄電池を利用するよう努めます。

再生可能エネルギー等の購入

- ・ 太陽光などの再生可能エネルギーで発電された電気や、清掃工場でごみ焼却の際に出る熱エネルギーを利用して発電した電気を、区有施設に積極的に導入します。

水素社会への取組推進

- ・ 水素社会に対する理解を醸成していくとともに、水素社会への取組を推進します。

再生可能エネルギー由来の電力導入

区有施設において、電力契約を再生可能エネルギー由来の電力へ切り替える取組を進めています。これにより、区全体の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

令和7（2025）年度までに、16施設に再生可能エネルギー由来100%の電力が導入されています。令和8（2026）年度からも新たに23施設が契約を行う予定です。

令和12（2030）年度には、原則として全ての区有施設の電力を再生可能エネルギー由来の電力とすることを目指し、導入を推進します。（ただし、改修工事、テナント施設、その他の事由により再エネ電力の導入が困難である施設を除きます。）

意識

区が主催するイベント等における環境保全活動の実践
施設の特徴に合わせた省エネルギー施策の検討
省エネルギー情報の提供及び補助金情報の共有
省エネルギー行動の徹底

区が主催するイベント等における環境保全活動の実践

- ・ リターナブル容器の活用を進めます。
- ・ ごみの分別や節電を徹底します。

施設の特徴に合わせた省エネルギー施策の検討

- ・ 施設の特徴に合わせた省エネ施策については、施設管理者や専門知識を有する組織が一体となり積極的に取り組みます。
- ・ 環境面だけでなく、ランニングコストを含め経済面でも合理的な施策に努めます。

省エネルギー情報の提供及び補助金情報の共有

- ・ 専門知識を有する組織が先導役となり、積極的に環境に関する情報提供、区職員への普及啓発を行います。
- ・ 各課で使用できる補助金の情報を共有し、積極的に活用します。

省エネルギー行動の徹底

- ・ クールビズ・ウォームビズを実施します。
- ・ 照明やOA機器を使わない場合は、こまめにスイッチを切ります。
- ・ 毎月の電気、ガスなどの使用量を把握し、節電に努めます。
- ・ 施設の管理状況に応じて、冷暖房機器の温度管理を適切に行います。
- ・ 近距離移動時は、徒歩または公用自転車の利用を行います。
- ・ 日常的な節水を行い、節水の呼び掛けを行います。
- ・ 組織及び職員一人ひとりが考え、責任感を持って環境に配慮した行動を推進します。

区有施設・街路灯のLED化

蛍光灯は、令和9（2027）年末までに一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が終了するため、計画的なLED化が必要です。区では、この動きを踏まえ、令和11（2029）年度までに、区有施設の照明を100%LED化することを目標としています。

現在多くの施設で使用されている蛍光灯をLED照明に切り替えることで、消費電力を大幅に削減し、区全体の温室効果ガス排出量の削減に寄与します。

※街路灯のLED化も含まれています。令和6（2024）年度の街路灯における温室効果ガス排出量は486.0t-CO₂でした。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

6.1 推進体制

推進体制確立のため、「温暖化対策推進担当者」を各部及び各施設に設置します。

《具体的な役割》

- (1) 管理施設の照明・空調・事務用機器の運用面での省エネ対策の実施
- (2) 省エネ対策の進行管理
- (3) エネルギー使用量の著しい増加が認められた場合の地球温暖化対策の検討・立案

6.2 点検・評価・見直し体制

本計画に基づく施策の推進と継続的な改善を図るため、PDCA サイクル（Plan＝計画、Do＝実行、Check＝点検・評価、Act＝見直し）による進行管理を行います。

具体的には、毎年度、全ての区有施設について、エネルギー使用量、上下水道使用量の数値を調査し、情報共有を図ることにより状況を把握・分析するとともに、各施策に基づく事業の実施状況の点検、評価と改善を図ります。

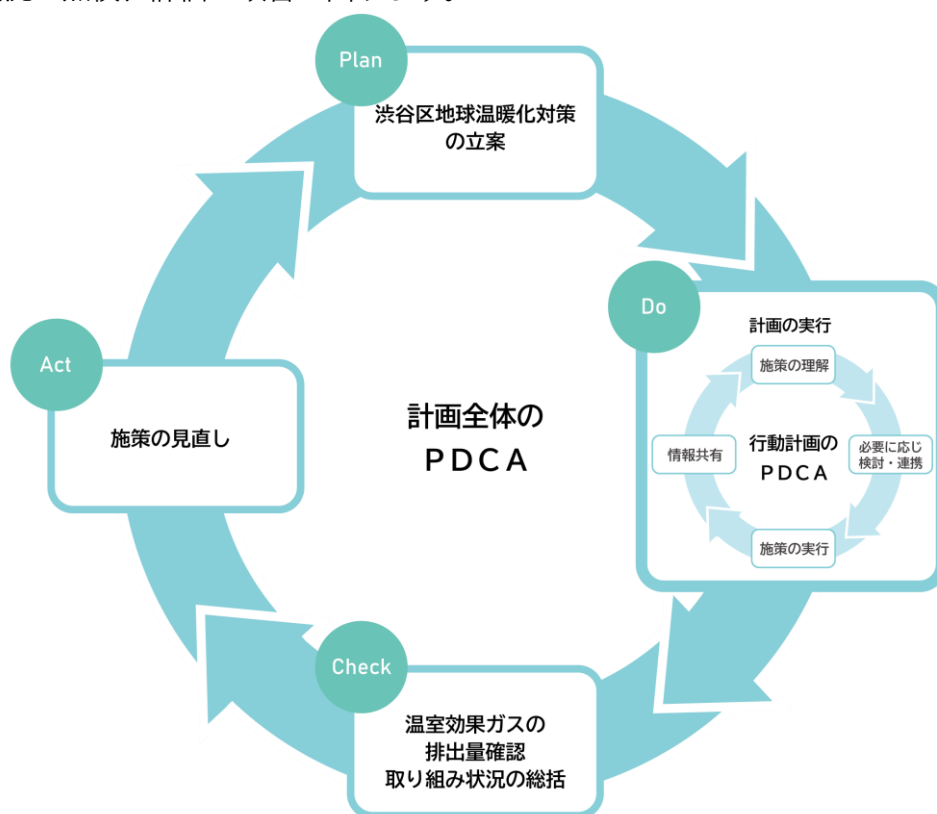


図 6-1 PDCA イメージ

6.3 進捗状況の公表

環境情報冊子「しぶやの環境」等を活用して、毎年度の排出量を公表します。

第7章 資料編

7.1 目標設定に係る要件

(1) 目標設定の基本的な考え方

本計画における温室効果ガス排出削減目標は、事務事業に伴うエネルギー使用の実態を踏まえつつ、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図ります。国の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の事務事業に相当する「業務その他部門」には、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比51％削減が求められています。本計画では、この考え方に準じ、区の事務事業から排出される温室効果ガスのうち、区の実施により削減が見込まれる二酸化炭素を対象として目標を設定します。

これらの目標達成に向け、主に以下の観点から取組を進めます。

① エネルギー消費量の削減

省エネ法および温対法の考え方を踏まえ、5か年平均で1％の削減を目指します。区有施設における省エネ設備の導入、運用改善、職員の省エネ行動の促進などにより、エネルギー消費量の着実な削減を図ります。

② エネルギーの脱炭素化の推進

区有施設で再エネ電力の利用を進めることで、エネルギーの脱炭素化を推進します。調達する電力については、排出係数が低い小売電気事業者との契約を積極的に検討し、二酸化炭素排出量の削減につなげます。また、区有施設への太陽光発電設備等の導入を推進し、自立的な再生可能エネルギー利用を拡大します。

(2) 温室効果ガス算定方法

温室効果ガス算定方法について、「渋谷区地球温暖化対策実行計画2026」においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル 詳細版（旧・本編）Ver.2.1（令和8年3月 環境省）」に基づき算定を行います。

① 電力

総排出量算定期間における電気供給者のメニューごとの電気の使用量に、電気供給者のメニューごとの二酸化炭素の排出係数を乗じて算定します。排出係数については、毎年度、環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のホームページで公表される値を用います。なお、電気の排出係数は、「調整後排出係数」を用いて算定を行います。

※ 電気の二酸化炭素排出量の算定に使用する排出係数には、「基礎排出係数」と「調整後排出係数」の2種類があります。基礎排出係数は、電気事業者が供給する電気について、発電段階で生じる二酸化炭素排出量をもとに算定した値に加え、電気事業者が調達した非化石証書・グリーン証書・再エネ由来J-クレジットの環境価値を反映させた係数です。一方、調整後排出係数は、基礎排出係数に対して、再エネ由来以外のJ-クレジットやJCMクレジットを反映させた係数です。

② 都市ガス

総排出量算定期間における都市ガス事業者のメニューごとの都市ガスの使用量に、都市ガス事業者のメニューごとの二酸化炭素の排出係数を乗じて算定します。排出係数については、毎年度、環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のホームページで公表される値を用います。なお、都市ガスの排出係数は、「調整後排出係数」を用いて算定を行います。

※ 都市ガスの二酸化炭素排出量の算定に使用する排出係数には、「基礎排出係数」と「調整後排出係数」の2種類があります。基礎排出係数は、ガス事業者が供給する都市ガスの販売量に基づく二酸化炭素排出量をもとに算定した係数であり、供給されるバイオガス等の環境価値を反映させたものです。一方、調整後排出係数は、基礎排出係数に対して、J-クレジットやJCMクレジット等による排出量調整を反映させた係数です。

③ LPガス・灯油

総排出量算定期間における燃料の種類ごとの使用量に、燃料の種類ごとの単位発熱量を乗じて、燃料の種類ごとの発熱量に換算します。

表7-1 各種燃料の単位発熱量と炭素排出係数

燃料の種類	単位発熱量 (MJ)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)
灯油 (L)	36.7	0.0185
LP ガス (kg)	50.8	0.0161

7.2 用語解説

行	用語	説明	頁
あ	エコマーク	環境負荷が少ない製品に付けられる日本の環境ラベル。環境に配慮した商品選びの目安となる。	12
	温室効果ガス	地球の大気中で熱を吸収し、温室効果を高めるガス。二酸化炭素やメタンなどが代表的。	1
か	カーボンニュートラル	排出した温室効果ガスを、吸収や削減で相殺し、実質ゼロにすること。	1
	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	国連の下で、世界の気候変動に関する科学的知見を評価する国際機関。報告書が各国の政策に影響を与える。	1
	グリーン購入法	国等の機関に環境配慮型の商品・サービスを優先的に購入することを義務付けた法律。自治体は努力義務となっており、企業や消費者にも環境配慮の促進を求めている。	12
	国連気候変動枠組条約	大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、気候変動の悪影響を防ぐための国際条約。世界共通の枠組みとして1994年に発効し、パリ協定などの基盤になっている。	1
さ	再生可能エネルギー	自然の力を利用し、繰り返し使えるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。	13
た	地球温暖化対策計画	日本政府が定める温暖化対策の総合計画。温室効果ガス削減目標や推進施策をまとめている。	2
	地方公共団体実行計画	自治体が地域での温暖化対策を進めるために作成する計画であり、自らの事務事業の排出削減を定めたものを、事務事業編といい、地域全体の排出削減を定めたものを区域施策編という。	4
ら	リターナブル容器	繰り返し使用できる容器。回収・洗浄して再利用することで、ごみ削減につながる。	14
Z	ZEB Ready	Net Zero Energy Building Ready（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ）の略で、ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物。再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物。	13
	ZEV	Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ビークル）の略で走行時にCO ₂ を排出しない車両のこと。電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）などが該当する。	11

渋谷区地球温暖化対策実行計画2026
【事務事業編】

編集・発行 令和8（2026）年4月

渋谷区 環境政策部 環境政策課

電話 03—3463—1211（代表）